

アジア太平洋研究科 博士学位論文要旨

アジア太平洋地域における日米による FTA 情報通信ルール拡大の行動メカニズム

4014S015-1

藤野 克

主指導教員 小尾 敏夫教授

Keywords : 政策拡散, 個別的 FTA, TPP 協定, 相互接続, アンバンドル

本論文の目的は、日本政府、米国政府の各々が展開する情報通信ルール（情報通信基盤、情報通信網の情報流通、ネット上の知的財産保護に関するルール）（特に、規律性の強い WTO プラス。）に関する個別的 FTA 交渉が、二国間などの個別的なルールだけでなく、広域のルール策定に向けて機能しているか、それが機能しているのであれば、それはどのようなメカニズムにより機能しているのかの検証である。

これに関しては、競争的な個別的 FTA 拡大によるルール多様化が広域的ルール共通化を阻害するという議論があり、本論文の構成は、次のように、この議論に関し 2 つの仮説を検証する形になっている。

第一の仮説は、日米が各々進めてきた個別的 FTA による情報通信ルールの拡大が、政策拡散理論で論じられる、自国の国内ルールの国際スタンダード化とそのルールへの他国のロックインを目指す「法的競争」の目的をもって進められてきたというものである。

この検証のため、日本及び米国が個別的 FTA の拡大を始めるまでの経過をトレースした上で、第一に、日米各々の国内産業界からの情報通信ルールに関する要望と実際の各 FTA に採用されたルールとを対照し、第二に、日本と米国の政府の方針を確認しつつ、日米の FTA 交渉担当者にインタビューを行い、日米政府の FTA 交渉の目的を探った。そして、第三に、日米の FTA 間のルールの多様化を確認した。

その結果、日米両政府共、交渉相手国毎に国内産業界からの要望を基礎に個別的 FTA 交渉を行ってきているが、国内産業界からの要望が相手国毎に重点が異なっているにも関わらず、どの相手国にも同様のルールを FTA に盛り込もうと交渉を行っていることが分かった。

また、日米共、法律や閣議決定などで自国ルールを基礎とした広域の共通ルール形成を目指す方向が明らかであり、また、交渉担当者へのインタビュー結果でも、自国のルール・政策と FTA における情報通信ルールの一貫性が重視されてきたことが分かった。

日本政府で特に追求してきているのは、主要なサービス提供者の通信基盤を開放するアンバンドルルール等で、これは、設備ベース、非設備ベース両様のサービス提供者による市場競争の促進を目指すものである。米国政府で追求しているルールは、日本よりも広範であるが、日本の追求するようなアンバンドルルール等は、設備ベースのサービス提供者による投資インセンティブを重視する観点から FTA に盛り込まず、情報サービスの非規制など逆方向のルールを採った。

上記から、日米政府各々が「法的競争」の目的から FTA の情報通信ルール拡大を進めていること、その結果、日米の各々の FTA でルールの多様化が生じていることが分かる。

第二の仮説は、上記のような個別的 FTA の競争的拡大とその結果の「ルールの多様化」があっても、それによって現在の情報通信ルールの広域的拡大は阻害されていないというものである。

この検証のため、第一に、日米のアジア太平洋地域の各国との個別的 FTA 交渉、TPP 協定交渉の経過をトレースし、第二に、各交渉の当時までに交渉当事国が先行交渉で協定に採用した実績のあるルールをその国の「提案ルールオプション」と見てその内容を確認し（新規提案ルールがある場合には、それを提案国の「提案ルールオプション」と看做した）、第三に、交渉当事国の「提案ルールオプション」の FTA への採否を確認した。そして、第四に、交渉における日本と米国の行動及び交渉結果を、ゲーム理論の考え方によるモデルで説明可能かを検証した。

この結果、日本政府、米国政府の行動は、自国の国内ルールと同様

のルールの採用を各国に働きかける「法的競争」の中で、自国の効用を極大化させるために交渉相手国との間で貿易障壁低下に向けて協力するゲームと見ることで説明が可能であった。

日本については、その推進してきたルールは、市場競争の導入が途上にあったタイ等 7 国との EPA ではあまり採用されなかったが、日本と同様のアンバンドルルールを導入しているシンガポールとの EPA では全面的に採用され、また、市場競争は導入していたが、日本とは部分的に異なる国内ルールを導入しているインド、ペルー、豪州との EPA では、一部を除き採用された。

米国については、その推進してきたルールは、米国が「法的競争」を始めて以後、米国とは部分的に異なる国内ルールを導入しているシンガポール、チリ、豪州との FTA では一部を除き採用され、それ以外の 13 か国とは、その全てが FTA に盛り込まれた。

TPP 協定交渉では、米国政府は、その推進するルールの多くを TPP 協定に盛り込むことに成功したが、他方で、豪州、日本、シンガポールが既に導入していた各々の国内ルールと整合的でないと見られるルールは盛り込まなかった。この結果、TPP 協定のルールは、日米の既存の個別的 FTA/EPA のルールとは矛盾が生じていない。

TPP 協定は、トランプ米国大統領が離脱を表明し、12 か国での発効が困難となったが、各国の「提案ルールオプション」状況や各国国内での情報通信ルール規定への支持などから、仮に現在日米新 FTA 交渉や米国を除く TPP 11 交渉が行われたとしても、モデル上、同様のルールでの合意が見込まれ、日本でもこれらの推進が得策だ。

本論文の結論は、情報通信ルールに関しては、第一に、日米は「法的競争」の見地から個別的 FTA 拡大を進め、それによるルールの多様化が生じているということ、第二に、個別的 FTA で盛り込まれてきたルールを広域的に共有する FTA として、TPP 協定が、日米の個別的 FTA から何ら阻害されることなく、合意を見ており、また、日米の国内産業界から支持を得ており、これらは、ゲーム理論のモデルにより説明可能な日米政府の合理的な行動の結果として説明できるから、日米の競争的な個別的 FTA 拡大は、情報通信ルールの広域的なルール共有を阻害していないと言えるということである。

米国政府は、結果として、個別的 FTA と TPP 協定のような広域的 FTA とで、役割分担をさせ、他先進国の国内ルールとの衝突を回避しつつルール共有を進める後者に対して、前者は、米国の国内ルールをより反映させて深掘りしたルールの盛り込みを進めている。これに對抗して日本のルールの採用を海外諸国に求めていく上では、日本は、個別的・広域双方の通商交渉を駆使していく必要がある。

[主要参考文献]

Solis, Mireya, Barbara Stallings, and Saori N. Katada (edit) (2009), *Competitive Regionalism: FTA Diffusion in the Pacific Rim*, Palgrave Macmillan

Putnam, Robert D. (1988), *Diplomacy and Domestic Politics: The Two-Level Games*, International Organization, 42(3), 427-450
Milner, Helen, and Peter Rosendorff (1997), *Democratic Politics and International Trade Negotiations: Elections and Divided Government as Constraints on Trade Liberalization*, *Journal of Conflict Resolution*, 41(1), 117-146

石黒馨(2010)「FTA/EPA 交渉と官僚制多元主義-JTEPA の 2 レベルゲーム分析」『国民経済雑誌』201(5)、31-49